

法人県民税法人税割の超過課税について

本県では、商工業の振興、社会福祉の充実・次世代育成の支援及び教育・文化の振興を目的として、下記要件に該当する法人については、法人県民税法人税割の税率を 4. 0%とする超過課税を実施しています。

この適用期間については、平成 2 9 年 1 月 3 1 日までに終了する各事業年度分としていたところですが、引き続きこれらの目的のため、今般、平成 3 4 年 1 月 3 1 日までに終了する各事業年度分まで延長しました。

貴社が下記要件に該当する場合には、4. 0%の税率が適用となりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

超過課税の概要

要件（変更なし）	次のいずれかに該当する法人 ① 資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人 ② 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人若しくは資本金の額又は出資金の額を有しない法人又は福島県税条例第 2 3 条第 6 項において法人とみなされるものであって、かつ、課税標準となる法人税額が年 1 千万円を超える法人
税率（変更なし）	4. 0%
適用期間	平成 3 4 年 1 月 3 1 日までに終了する各事業年度分

※要件に該当しない場合は、標準税率（3. 2%）が適用されます。